

富山県総合運動公園及び富山県武道館の魅力向上事業に関する事項

第1 魅力向上事業について

富山県総合運動公園は、平成12年に開催された富山国体のメイン会場として整備された県内最大級の運動公園です。

園内には、陸上競技場、補助競技場、屋内グラウンド、芝生スポーツ広場、多目的広場、クロスカントリーコースなどのスポーツ施設のほか、アルペン広場、げんき広場などがあり、Jリーグの試合から市民レベルの競技大会まで、各種スポーツイベントが幅広く開催されています。また、ジョギングやウォーキング、子どもたちの遊び場として、日常的に利用されており、県民の憩いの場となっています。

富山県武道館は、令和9年度中の開館を目指し、現在、同公園内に整備中です。

老朽化した県営富山武道館・高岡武道館を統廃合し、「武道競技の振興・競技力の向上に寄与する施設」をコンセプトに、武道競技の公式大会や、日常の稽古や指導者講習会研修会での利用など、本県の新たな武道の拠点となる施設を目指しています。

指定管理者には、これらの公園の特徴を活かし、公園内の各施設や公園全体の魅力向上を図るため、既存公園施設や新たに整備される富山県武道館を含む公園全体の利便性やサービス向上、新たな魅力を創出する事業を「魅力向上事業」として提案し、実施していただきます。

なお、ネーミングライツについて、今後県が募集したときには協力することをお願いします。

第2 提案の前提条件

魅力向上事業の事業計画は、富山県総合運動公園の利用実態および将来像を踏まえ、良好な維持管理を前提として、指定管理者の優れたアイデアによって富山県総合運動公園の効用と魅力を高め、公園利用者のサービス向上につながるものとし、指定期間5年間で実施可能な計画としてください。

実施可能な計画かを判断するために、実施内容に加え、実施時期を明記ください。実施内容の見直しや実施時期を1ヶ月以上変更する場合は、事前に富山県庁との協議が必要となります。

1 富山県総合運動公園の将来像

1. ウェルビーイングが向上する公園

スポーツを「する」「みる」「ささえる」人や憩いを求める人など、訪れる一人ひとりが自分らしく幸せに生きる（ウェルビーイングが向上する）ための活動ができる公園を目指します。

2. 武道の発展を実現する武道館のある公園

武道館を整備し、武道団体の活動に間近で触れる機会を提供することで、武道の発展を実現します。

3. とやま愛が育める公園

富山の景観を楽しむことができ、またスポーツ選手が競技する姿を身近に感じられるなど、とやまらしさを体験できる場所として整備することで、とやま愛の醸成に貢献します。

※富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務調査報告書（令和7年2月）抜粋

2 関連法令等

公園及び公園内施設の管理運営を行うにあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

第3 提案を求める内容

提案を求める内容は次のとおりです。なお、「飲食サービスの提供」及び「イベントなどの実施」は必須提案ですので、以下の業務ごとに提案を求める内容を踏まえた魅力向上の提案を必ずしてください。

事業の実施にあたっては、提案の内容により、富山県総合運動公園内（富山県武道館を除く）では、富山県からの都市公園法に基づく許可、富山県武道館では、富山県からの行政財産の目的外使用許可が必要となる場合があります。

1 飲食サービスの提供【必須提案】

(1) 現状

富山県総合運動公園内には飲食を提供する機能がないことから、スポーツ大会やイベント等の開催時に、学生等が近隣のコンビニまで徒歩で買い出しに行かざるを得ない現状があります。また、令和6年の県政モニターアンケートでは、レストランやカフェ等の飲食店設置の要望が最も多くありました。

(2) 提案を求める内容

これらのニーズに対応するため、飲食店や飲食物を提供する売店・自動販売機の提案を求めます。なお、常設でのサービス提供のほか、土日祝日やイベント時等のニーズが見込まれる期間のみ営業・サービス提供する方法も認めます。

レストランやカフェ等の建築確認申請が必要な施設を設置する場合は、別図1のエリアとします。なお、別図1のエリア以外の場合は、質問受付期間（令和8年8月24日（月）から令和8年8月31日（月）17時15分まで）に事前の相談が必要です。

2 イベントなどの実施【必須提案】

(1) 現状

富山県総合運動公園内では、Jリーグ・カタレ富山の公式試合のほか、各種陸上競技大会、スポーツイベントやマルシェなどが開催されています。

令和6年の県政モニターアンケートでは、「魅力的なイベント」実施の要望が多くありました。

また、富山県総合運動公園周辺エリアには、南北約4.4kmの範囲に富山県及び富山市の健康増進やスポーツ関連施設が数多く立地しており、スポーツ関連施設の集積エリアといえます。

(2) 提案を求める内容

現状の利用状況も考慮した上で、各種教室、スポーツイベント、マルシェ等、新たなにぎわいを創出するソフト事業の提案を求めます。

また、富山県武道館（のびのび広場（武道場の屋上芝生広場）も含む。）を活用した武道教室やイベント、県民のスポーツ実施率向上に向けた普及活動など、富山県総合運動公園及び富山県武道館の設置目的にあわせたイベントや富山県総合運動公園周辺エリアを巻き込んだ取組みなどを期待します。特に、陸上競技場をホームスタジアムとするカタレ富山との連携などによる富山県総合運動公園ならではのブランド力の活用や、武道館開館に伴う寒稽古の実施や、冬場に広場等の雪を使ったイベントの実施により、これまで利用が伸びなかった冬期間に新たな魅力を付加することで、年間を通じて楽しめる公園となるような提案を期待します。

3 新たな公園施設・設備・備品の設置【任意提案】

(1) 現状

広大な公園の中に、様々な公園施設・備品が設置されていますが、公園に求めるニーズの多様化もあり、利用者からは様々な要望があります。令和6年の県政モニターアンケートでは、キッズルーム・プレイルームや日陰や休憩に適したベンチ・東屋があればよいという意見がありました。

(2) 提案を求める内容

ア 令和6年県政モニターアンケートを踏まえ、公園利用者の利便性やサービス向上を図るため、新たな公園施設や設備・備品の設置について提案を求めます。

設置場所は、別図2のエリアを踏まえ、富山県総合運動公園の魅力向上に資する場所としてください。なお、別図2のエリア以外の場合は、質問受付期間（令和8年8月24日（月）から令和8年8月31日（月）17時15分まで）に事前の相談が必要です。

イ 新たな公園施設や設備・備品の設置

設置ができるのは、次の要件をすべて満たすこととします。

(ア) 新たな公園施設や設備・備品を設置する場合、利用範囲・施設内容等について富山県と事前に協議の上、公園施設設置許可が必要となります。

公園施設の設置許可期間は指定期間内とします。

- (イ) 都市公園法第2条、都市公園法施行令第5条、都市公園法施行規則第1条、第1条の2及び第1条の3に定められている公園施設に限ります。ただし、運動施設及び教養施設は除きます。
- (ウ) 一般利用者が利用可能な構造・利用形態としてください。
- (エ) 設置許可が満了又は許可を取り消された場合は、設置者で直ちに施設を撤去し、公園を原状に回復してください。
- (オ) 近隣地区への浸水被害を防ぐため、本公園では雨水流出量を制限しています。施設の設置によって生じる雨水流出量の増加分について、適切な対策を行ってください。
- (カ) 施設設置者が管理に伴う光熱水費を負担していただきます。
- (キ) 施設に必要なインフラ（電気、上水、汚水排水等）は、必要に応じて各インフラ管理者と協議を行い、施設設置者の負担にて整備してください。本公園の既設の各インフラの容量等に支障がない場合は、これらから分岐できるものとし、分岐した場合は、子メーターの設置等により、使用料を区分できるようにしてください。
- (ク) 土砂の場外搬出ができないため、発生土の処理方法を含めて提案をしてください。

ウ 仕様

- (ア) 施設の設置にあたり、できる限り現在の樹木を保全又は移植するよう努めてください。やむを得ず伐採が必要となる場合は、県と協議してください。
- (イ) 施設の設置にあたり、できる限り既存の公園施設を保存又は移設するよう努めてください。やむを得ず撤去が必要となる場合は、県と協議してください。
- (ウ) 施設の設計にあたって、施設のデザイン、高さ、配置等は景観や周辺環境と調和した設計としてください。
- (エ) 施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年9月28日条例第51号）」「富山県民福祉条例（平成8年9月27日条例第37号）」に基づいた設計としてください。

エ その他

- (ア) 新たな設備の使用にあたっては、設備等の利用料金を徴収することができます。なお、利用料金の設定・変更には富山県立都市公園条例等の関係条例の改正が必要となる場合があります。
- (イ) 施設の建設にあたっては、都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適合するものとし、関係機関等への届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。

4 その他提案

1～3の事業のほか、富山県武道館を含む富山県総合運動公園の効用と魅力を高め、

ひいては富山県総合運動公園周辺エリア全体の活性化につながる事業について、自由に提案することができます。

第5 参考資料

- ・(参考資料1) 令和6年度第2回県政モニターアンケート結果の概要
- ・(参考資料2) 富山県総合運動公園管理運営手法調査検討業務調査報告書(令和7年2月)
- ・(参考資料3) 都市公園における公園施設